

岡山県 社会的養育推進計画

概要版



2020(令和2)年3月

「岡山県社会的養育推進計画」の概要について

1 計画策定の趣旨

現行の岡山県家庭的養護推進計画（平成27(2015)年度～平成41(2029)年度）を全面的に見直し、新たに「岡山県社会的養育推進計画」を策定する。

2 計画の性格・位置づけ

支援を必要とする子どもとその家族をきめ細かに支援できるよう、行政はもとより、地域、里親や児童養護施設など、子どもの福祉に携わる関係機関等の取組を進めるための計画で、「岡山いきいき子どもプラン2020」とも連動させる。

3 計画期間

令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間

4 基本理念

社会的養育を必要とするすべての子どもが、一人ひとりの「意見を聴かれる権利」が保障される環境の整備を通じて、子どもの参加が実現され、家庭や家庭に近い環境で、虐待等を受けることなく、愛情に包まれながら健やかに育ち、将来、社会で自立した生活を送ることができるよう、子どもとその家族を含む、子どもの福祉に携わる関係者や関係機関等が、全員で取り組んでいく。

5 基本目標の設定

この計画では、基本理念を実現するため、次の7つの基本目標を掲げる。

1	子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築
2	子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化
3	里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築
4	乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化
5	子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化
6	子どもが永続的に安定した養育環境（養子縁組等）で育つ支援体制の充実
7	社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立した生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進

基本目標 1

子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築

虐待等の理由により、里親への委託、児童養護施設等や一時保護所を利用している子どもの意見を聴き、支援内容・養育環境の改善や施策等へ確実に反映できる仕組みを構築し、子どもの参加を通じて、質の高い、より手厚い養育の実現を目指します。

(1) 第三者による子どもの意見聴取の実施

- 弁護士等の第三者が、里親への委託、児童養護施設等や一時保護所を利用している子どもの意見を聴き取ります。

(2) 社会福祉審議会等を活用した仕組みの構築

- 子どもの意見を、支援内容や養育環境の改善、児童福祉施策等へ確実に反映するため、社会福祉審議会等を活用した仕組みを構築します。

(3) 子どもアドボカシー実施機関の設置の検討

- 子どもの権利に関する研修等や定期的な訪問面接による意見聴取等に対応する、子どもアドボカシー実施機関について、国の動向を踏まえながら設置の検討を行います。

(4) 子どもの参加を実現する方法の開発

- 支援の過程で、子どもの参加を実現するための方法を開発します。

基本目標 2

子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化

市町村の相談支援体制の整備を支援することで、子ども福祉と母子保健、教育等の相互連携による子育て支援策を強化するとともに、専門職員の育成と方法の蓄積を目的とした研修を通じて、子どもの権利を擁護する体制の強化を目指します。

(1) 子どもの権利擁護の充実

- 子どもの最善の利益を守る相談支援の要として、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化を進めます。

(2) 相談支援拠点等の体制整備

- 市町村が、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」が設置できるよう支援します。

(3) 地域支援体制と施策の充実

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関担当職員の相談支援力の向上を図ります。
- 地域資源を活用した養育支援施策（ショートステイ等）の充実を促進します。

(4) 子どもの支援に携わる職員等の人材育成

- 関係機関等を対象に、子どもの権利への理解や相談支援力を高める研修を実施します。
- 支援体制の構築等のために、児童相談所等の専門職員によるサポートを行います。

基本目標 3

里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築

児童相談所が、フォスターリング機関や施設、里親会等と連携して、制度の周知啓発とリクルートを実施し、委託できる里親を増やすとともに、丁寧なマッチングに努め、委託後の子どもと里親の安定した関係性や生活を支える体制の構築を目指します。

(1) 里親制度の周知啓発とリクルート活動の展開

- 里親制度への幅広い理解を目的とした説明会を、里親会等と協働して実施します。
- 保育士等の専門職を対象に、専門的な支援ができる里親のリクルート活動を実施します。

(2) 子どもの権利を擁護する里親制度の充実

- 児童相談所と協働して包括的な支援を行うフォスターリング機関の設置を促進します。
- 子どもと実親、里親の意見を十分に尊重しながら、養育支援計画を作成します。
- 子どもが、里親や支援者と安定した関係性が保てるよう支援します。

(3) 子どもが安心できる里親支援体制の構築

- 子どもの人格を尊重し、意見表明や主体的な自己決定を支援する里親を育成します。
- 子どもと里親への十分な説明と情報提供を行い、丁寧なマッチングに努めます。
- 養育の質を確保するために、実践的な研修プログラムを実施します。
- 里親同士が交流できる機会を設定し、相互に支援し合う体制を構築します。

基本目標 4

乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化

専門的ケアが必要な子どもたちに、可能な限り、地域の中の小規模で家庭的な施設において、質の高い「家庭的な養育」を安定して提供できるように、伝統と強みを活かした施設養育体制を目指します。

(1) 子どもの育ちと権利擁護

- 第三者が、子どもの意見を聴取し、施設等の運営に反映する仕組みの構築を支援します。
- 子どもへの説明技術等をより一層向上させる研修の実施を支援します。

(2) 小規模化と地域分散化

- 小規模化や地域分散化に向けて、計画的な整備が図られるよう支援します。
- 地域分散化した小規模グループケアを支える本体施設の機能強化を支援します。

(3) 地域の社会的養育を支える「施設機能の強化」

- ケアニーズが高い子どもに対する施設機能の強化を支援します。
- 施設によるフォスターリング機能の確立や児童家庭支援センターの設置等を支援します。

(4) 人材確保と育成

- 大学生等の実習機会を拡大し、人材確保につなげる取組を支援します。
- 体系的で効果的な人材育成を支援し、専門性のより一層の向上を図ります。

基本目標 5

子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化

児童相談所が、子どもの権利を擁護する中核として、ソーシャルワーク機能を十分に発揮できるように、専門職員を計画的に増員するとともに、高い専門性を備えた人材を育成するなど、体制や機能の強化を図ります。

(1) 児童相談所の体制強化と人材育成の充実

- 国の新プランに沿って、児童福祉司や児童心理司を計画的に増員していきます。
- 人材育成基本方針に基づき、経験年数や職種に応じた研修を計画的に実施します。

(2) 子どもの意見を反映した業務のあり方の検討

- 相談開始から支援の終結まで、子どもの年齢等に応じて説明し、参加を求め、その意見を反映する仕組みを構築します。

(3) 一時保護所の機能の見直し

- 子どもの権利擁護の観点から、子どもが安心して過ごすことができる機能を実現します。
- 一時保護所の第三者評価を実施します。

(4) 児童家庭支援センターの設置促進

- 児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターの設置を促進し、指導委託を含めた役割分担を進めます。

基本目標 6

子どもが永続的に安定した養育環境（養子縁組等）で育つ支援体制の充実

養子縁組等が、永続的に安定した養育環境として認知され、児童相談所を中心にフォスティング機関等と連携して、子どもとその家族、養親への継続的な相談支援を行う体制を構築し、相談支援方法の確立を目指します。

(1) 制度の認知度の向上

- 養子縁組等の制度を正しく理解する機会の設定し、認知度の向上を図ります。

(2) 関係機関の連携強化と支援方法の検討

- 縁組された子どもと養親を支援するため、関係機関の連携を強化します。
- 養子候補者の上限年齢の引上げ等に対応した支援方法を検討します。

(3) 子どもへの支援体制の構築

- 子どもの「意見を聴かれる権利」と「出自を知る権利」を保障します。
- 養子縁組の前後で、子どもへの支援が途切れないように配慮します。

(4) 養親への支援体制の構築

- 養親と実親の役割を明確にしたアセスメントと養育支援計画を策定します。
- 養親と実親の交流等も含め、安定した関係性を基盤とする支援を実現します。

(5) 実親への支援体制の構築

- 子どもの権利を保障するため、必要に応じて実親との交流の仲介等の支援を実現します。

基本目標 7

社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進

子どもが施設等を退所する前に、自立に向けて必要な知識や力を身に付けることができ、退所後の助走期間も、引き続き適切な支援を受けられるよう、関係機関等が連携し、子どもの自立を支える体制の構築を目指します。

(1) 主体性の獲得のための取組の推進

- 社会的養護の下で、自己肯定感の醸成や自立に向けた主体性の獲得のために施設等が行う取組の促進を図ります。

(2) 自立支援の充実等による選択肢の拡大

- 生活相談等を行う事業の拡充等により、きめ細かな支援の充実を図ります。
- 自立支援制度の周知と啓発を行うなど、子どもの選択肢を広げる取組を推進します。

(3) 自立援助ホームの開設

- 自立に向けた中間ステップとしての自立援助ホームの開設を支援し、ホームを退所した後も安全で温かい生活場所の確保と維持ができるよう支援します。

(4) 社会的養護を経験した子どもの実態の把握等

- 施設や里親等、養育を行ってきた機関等と連携し、社会的養護を経験した子どもが置かれている状況などの把握に努めるとともに、適切な支援を受けられるよう支援します。

主要指標

基本目標	指標名	現状(2018)	目標(2029)	
1	第三者が意見聴取を行った割合	一時保護所入所児童(小学5年生以上)	9%	95%
		施設等入所児童(中学1年生/高校1年生)	0%	95%
2	子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2か所	25か所	
	子育て世代包括支援センター設置市町村数	17か所	25か所	
3	里親等への委託率	24%	47%	
4	小規模かつ地域分散化されたグループ数	7か所	32か所	
5	児童家庭支援センター設置数	2か所	4か所	
6	児童相談所が関与する養子縁組成立数	1組	15組	
7	自立援助ホーム設置か所数	4か所	8か所	

岡山県社会的養育推進計画 概要版

2020（令和2）年3月31日 発行

編集・発行者 岡山県

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4-6

保健福祉部子ども家庭課 児童福祉班

電話 (086)226-7911

FAX (086)234-5770

E-mail: kodomokatei@pref.okayama.lg.jp